

農産物検査結果の報告方法について

農産物の種類	事項	様式【新】	対象期間	報告期限
米穀 麦 大豆 そば	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	米穀 別記様式第1号 別記様式第2号	当年産の検査開始日～8月31日 [まとめて]	9月10日まで
			当年産の9月～12月の [毎月] (1日～末日)	翌月の10日まで
			当年産の翌年1月1日～3月31日 [まとめて]	翌年4月10日まで
			当年産の翌年4月1日～6月30日 [まとめて]	翌年7月10日まで
			当年産の翌年7月1日～10月31日 [まとめて]	翌年11月10日まで
		麦 別記様式第1号 別記様式第3号	4月1日～8月31日 [まとめて]	9月10日まで
			9月1日～10月31日 [まとめて]	11月10日まで
			11月1日～翌年1月31日 [まとめて]	翌年2月10日まで
			翌年2月1日～3月31日 [まとめて]	翌年4月10日まで
		大豆 別記様式第1号 別記様式第4号	5月1日～12月31日 [まとめて]	翌年1月10日まで
			翌年1月～4月の [毎月] (1日～末日)	翌月の10日まで
		そば 別記様式第5号	5月1日～12月31日 [まとめて]	翌年1月10日まで
			翌年1月1日～2月末日 [まとめて]	翌年3月10日まで
			翌年3月及び翌年4月の毎月1日から末日までの間	翌月の10日

対象期間と報告期限のイメージ

種類	4月	5月～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
米穀	終了																
麦	…→4月以降も検査実績があれば報告を継続																
大豆	…→5月以降も検査実績があれば報告を継続																
そば	…→5月以降も検査実績があれば報告を継続																

【凡例】

対象期間



⑩ 翌月の10日が
報告期限

※ 国への報告期限は翌月の20日